

◎新潟県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市安塚区安塚字小林2266番1から	新	11.6～38.0メートル	828.1メートル
同市安塚区松崎字仲沖2748番1まで	旧	8.5～37.0メートル	828.5メートル